

第5章 計画に基づいて実施する事業

5-1 各主体の役割

公共交通に関する事業は、町民・交通事業者・行政が役割分担を担いながら実施します。

表 各主体の役割

<p>町民 (地域住民、 団体、企業等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通を積極的に利用します。 ・公共交通を地域で支えるため、要望する側ではなく主役として、利用する立場から路線・サービスの改善や利用促進の取組み等の提案を行います。 ・利用促進の取組み等には、積極的に参加・協力します。
<p>交通事業者等</p>	<p>【交通事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通サービスの供給者として、安全運行の確保はもとより、きめ細かい、質の高い運行サービスの提供を行います。 ・乗務員は、利用者に配慮した行動を行います。 <p>【関係団体（県バス協会、県タクシー協会等）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通ネットワークを踏まえた日常交通圏間の調整や、交通事業者への助言・調整等による広域施策への対応を行います。
<p>行政</p>	<p>【広陵町】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民の生活交通の確保、まちづくりの観点等から公共交通のあり方、維持・運営に必要な方策を検討します。また、地域の関係者との連携を進めるためのリーダーシップを発揮し、公共交通全体のコーディネートを行います。 ・町民・企業や交通事業者の取組みを支援します。 <p>【奈良県】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域的な視点から、関係者調整、必要な支援等を行います。 <p>【国（近畿運輸局・奈良運輸支局）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度を通じた必要な支援と取組みにあたっての助言や情報提供を行います。

5-2 事業展開の考え方

町民・交通事業者・行政による連携と役割分担のもと効果的に事業を推進するため、重点事業を設定し、早期に事業着手します。

その他の事業については、具体的な計画の検討、関係者との協議を踏まえ、漸次実施します。

事業実施にあたっては、PDCA サイクルによる評価、見直しを行いながら進めます。

□事業展開の方針

重点事業（平成28年度から実施）

【考え方】

- ・元気号を町民ニーズにあった利便性の高い公共交通に再編します。

その他事業（関係者協議等を踏まえて漸次実施）

【考え方】

- ・具体的な実施計画の作成や関係者との協議を踏まえ、重点事業と一体になって実施を推進します。

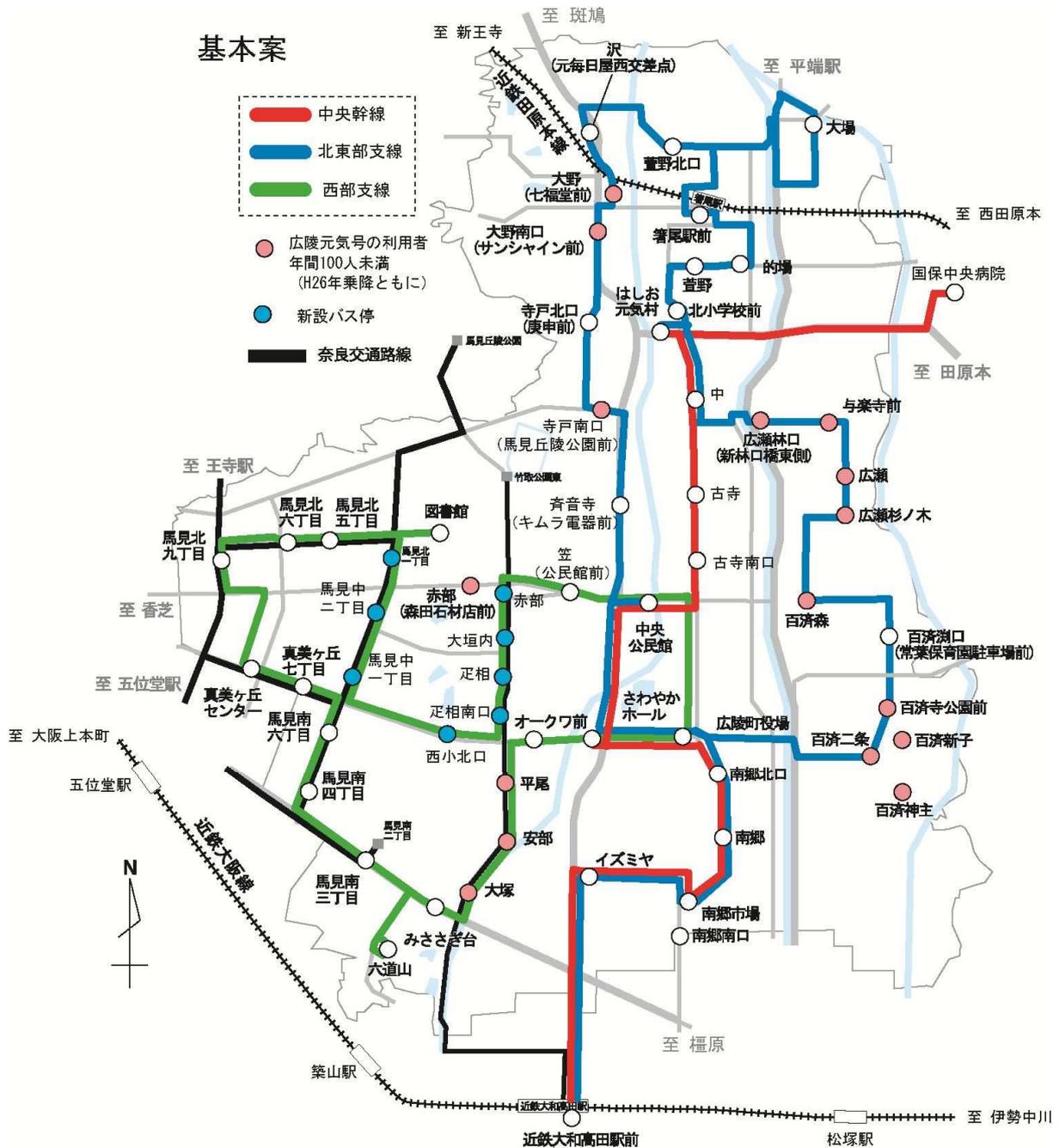
5-3 実施する事業

(1) 広陵元気号の再編

○広陵元気号の再編【実施主体：広陵町】

まちづくりと連携した公共交通ネットワークの方向性を踏まえ、町民の利便性向上を図るため、広陵元気号のルート、運行ダイヤ等の再編を行います。この再編にあわせて、有料化します。

ルート案は、幹線と支線を組み合わせた基本案をベースに詳細を検討します。



※基本案のルートは一部変更になることがあります。

■基本案概要

概要	<p>○利用の多い区間を定時定路線の幹線とし、役場周辺から鉄道駅、国保中央病院等の他市町への接続路線（往復型）。</p> <p>○町内移動は、定時定路線の支線として運行（循環型）。</p> <p>○広陵町役場周辺～近鉄大和高田駅間には多くの需要があるため、中央幹線と北東部支線の両方を運行し、一定の運行便数を確保。</p> <p>○広陵町役場での乗り換えを考慮した運行ダイヤ。</p>
----	--

■基本案の運行イメージ

項目	内容
①運行方法	・定時定路線（幹線＋支線）
②運行日	・現行の元気号と同様に年中休まず運行。
③運行時間帯	・運行時間帯は、買物や通院時間帯の利用に対応することを基本としつつ、一部は通勤にも利用できるように、7:30～18時台。
④運行ダイヤ	<ul style="list-style-type: none"> ・幹線は、当面は1時間半ごとの運行間隔とし、利用者が増加した段階で車両2台での運行にして増便を検討。 ・西部支線は、広陵町役場を毎時00分（8時～17時程度）発等のパターンダイヤとし、幹線との乗り継ぎをしやすく、利用者にとってわかりやすいダイヤに設定。 ・北東部支線は、1周1時間半程度となるため、幹線との乗継は限定されるが、近鉄大和高田駅まで運行し利便性を確保。 ・幹線は1日7往復程度。 ・西部支線は片方向3便（現況）が5便（10循環）程度に増便。北東部支線は、現況（片方向3便）と同程度。 ・広陵町役場・さわやかホール・中央公民館～近鉄大和高田駅間は片方向1時間に1便程度に増便。
⑤運賃	<ul style="list-style-type: none"> ・受益者負担を原則として、有料。 【幹線・支線】基本運賃は大人1乗車100円とし、各種割引を導入。 ・幹線と支線間の乗り継ぎは、1回に限り無料。
⑥車両	<ul style="list-style-type: none"> 【幹線】小型バス車両 1台 【支線】バリアフリータイプのワンボックスカー
⑦初期投資 （車両費等）	<ul style="list-style-type: none"> 【幹線】2,000万円（2,000万円×1台）（ポンチョクラス） 【支線】1,000万円（500万円×2台） 合計 3,000万円
⑧年間運営経費	<ul style="list-style-type: none"> 【幹線・支線】3,000万円/年（1,000万円×3台） 合計 約3,000万円/年（車両1台に1乗務員の場合）

(2) 路線バスの維持及び広陵元気号と一体となったネットワーク検討

○奈良交通の路線バスを維持【実施主体：広陵町、奈良交通】

住民の生活に不可欠な路線のため、路線及びサービス水準の維持を交通事業者に働きかけます。

現行の路線は、路線沿線地域から鉄道駅までのネットワークとなっていますが、主な行政・文化機能が集積している役場周辺へのアクセスの確保についても検討します。

(3) 交通結節点の整備

○広陵町役場広場整備【実施主体：広陵町】

広陵町役場前を整備し、役場とバスとの接続環境の向上を図ります。

(4) 地域との協働による利用促進事業（地域協働推進事業）

○広報事業

公共交通の利用促進にむけて、次のような広報の取組みを実施します。

■広報による地域住民等への周知【実施主体：広陵町】

広報を活用して新たな運行方法の周知を図るとともに、利用状況等を継続的に掲載し、公共交通の普及啓発に努めます。

■時刻表の作成・配布【実施主体：広陵町、交通事業者】

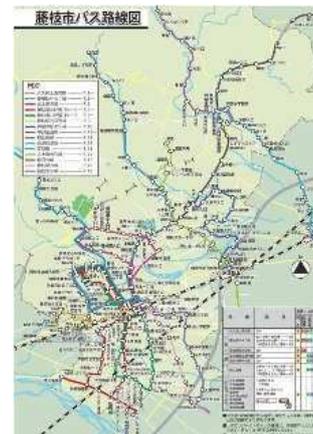
町民や来訪者への周知を図り、利用促進につなげるため、公共交通の時刻表・ルート図を掲載したチラシあるいは冊子を作成し、町内全戸に配布するとともに、公共施設、駅等にも配置します。

広陵元気号の再編時には、広陵元気号のルート、運行ダイヤが大幅に変更となり、また、有料化となるため、この再編に重点を置いた時刻表等を作成します。次のステップとしては、路線バス、鉄道も含めた総合的な時刻表、公共交通マップの作成について、交通事業者と調整します。

【総合時刻表の作成例】

行政の運営によるコミュニティバスだけでなく、路線バスや鉄道を含めて1冊にまとめた総合交通マップ、時刻表を作成している事例があります。全体の路線配置や乗り継ぎがわかりやすくなります。

(藤枝市の事例)



■ホームページの作成と連携

広陵元気号のインターネットホームページを現況よりも充実させ、利用者の目的施設となる町内の施設のホームページや交通事業者のホームページにリンクできるように協議を進め、利用者が交通情報を利用しやすくします。

【ホームページの作成例】

町の公共交通全体のホームページから、コミュニティバス、路線バスのホームページにも移動できるようになっている例があります。このように関係する交通事業者へのアクセスが容易になると便利です。

(八戸市の事例)



○利用促進に向けた支援事業

公共交通の利用促進にむけて、次のような支援の取組みを実施します。

■運転免許自主返納の促進【実施主体：広陵町、交通事業者、警察】

今後益々高齢化が進展するなかで、高齢運転手の増加による交通事故等を削減するため、免許証を自主返納する人を増やす取組みを警察などと協力して進めます。

高齢者運転免許自主返納 支援制度をご利用ください!

☆支援その1☆

平成24年4月1日から奈良県タクシー協会加盟タクシーの運賃が1割引で利用できます!

対象者
・運転免許証を自主返納し、運転経歴証明書の交付を受けた方

支援内容
・料金割引適用車のステッカー（下記注意事項参照）を貼ったタクシーを利用する際、運転経歴証明書を提示すると運賃が1割引になります。



タクシー運賃が
一割引

☆支援その2☆

平成24年8月1日から、「奈良交通ゴールド倶楽部定期券（1年券）」を1回に限り無料で交付を受けることができます!

対象者
・運転免許証を自主返納し、運転経歴証明書の交付を受けた、65歳以上の住所が奈良県の方

支援内容
・定期券を使用すれば、1年間、近鉄大阪線以北区間については、運賃が100円で、近鉄大阪線以南については、大人運賃の半額で奈良交通を利用することができます。



奈良交通ゴールド
倶楽部定期券
初回無料

～タクシー利用の注意事項～

- ☆タクシーを利用する際に、運転経歴証明書を提示して下さい。その際、タクシー乗務員が必要事項を確認することがあります。
- ☆サービスは、運転経歴証明書の本人に対して行われるものです。第三者の方が提示しても割引サービスを受けることができません。
- ☆下記のシールが貼られたタクシーでご利用いただけます。

☆運転経歴証明書☆



- 運転経歴証明書は、有効な運転免許証を自主返納された方の過去の運転経歴を証明するものです。
- 運転経歴証明書で運転する事はできません。運転手続でありませんので、運転する場合は、改めて運転免許証を取得することになります。
- 有効期限はありません。

【申請手続：場所、必要物】
①運転免許センター又は所在地の警察署
②運転免許証、申請手数料1,000円、申請取消通知書写真(3×2.4cm)免許センターは写真不要です。
※代理申請はできません。

(奈良県の支援制度)

■商業施設・事業者等との連携

【実施主体：広陵町、交通事業者、町内の店舗・企業等】

公共交通の持続可能な運営のためには、利用者を安定的に確保するとともに、企業等との連携による利用促進、運賃以外の収入確保についても工夫していくことが必要です。

企画切符の作成、車体内への広告掲載、乗降場所周辺の企業・店舗等からの協賛金制度等、関係者との連携を強化します。

■イベントの実施 【実施主体：広陵町、交通事業者、町内の店舗・企業等】

公共交通を使った集客力のあるイベントを実施し、利用者の増加を図るとともに、イベントへの参加をきっかけに公共交通を利用する楽しさを知ってもらい、利用促進につなげます。

例えば、バスを使って町内の観光地をめぐるスタンプラリーなど、公共交通だけでなく、町内の魅力を知ってもらうイベントなどが考えられます。

【スタンプラリーの例】



【小学生のバスツアーの例】



(南知多町)

○利用啓発事業 【実施主体：広陵町、地域住民、企業等】

公共交通の利用促進にむけて、次のような啓発の取組みを実施します。

■ 住民意見の把握と啓発

住民との意見交換会の開催、アンケート調査の実施などにより、住民の意見の把握に努めます。

また、公共交通の利用啓発を図るため、公共交通とまちづくりに関するシンポジウム等の開催を検討します。

【事業の実施スケジュール】

事業	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
①広陵元気号の再編	実施計画作成	実証運行/本格運行		検証	継続運行		
②路線バスの維持及び広陵元気号と一体となったネットワークの検討	路線維持			ネットワーク検討			
③広陵町役場広場整備	検討			整備			
④広報事業							
広報による地域住民等への周知	実施						
時刻表の作成・配布	作成・配布						
ホームページの作成と連携		作成	運用				
⑤利用促進に向けた支援事業							
運転免許自主返納の促進	取組みの実施						
商業施設・事業者等との連携	取組みの検討	取組みの実施					
イベントの実施	取組みの検討	取組みの実施					
⑥利用啓発事業							
住民意見の把握と啓発		意見把握と啓発事業の実施					

5-4 評価・改善の仕組み

(1) 基本的な考え方

本計画の事業推進にあたっては、P D C Aサイクルによる評価、改善の仕組みを実施します。

(2) P D C Aの方法

●事業実施状況及び目標達成状況の評価（年に1回程度実施）

- ・各事業の「利用状況」等の実施状況を毎年度評価します。
- ・目標値との比較により、施策の達成状況を検証します。アンケートの必要な項目については、総合計画の施策評価実施時にあわせて実施します。
- ・利用状況や目標達成状況を踏まえ、必要に応じてバス交通のルート、ダイヤ、運行方法等を見直し、改善を図ります。

評価項目	評価内容	H33 年度目標値
公共交通利用者数	路線バス（奈良交通）	維持
	広陵元気号	27,000人（H25年度の20%増）
満足度	地域公共交通の満足度	15%（現状7.7%）